

上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年11月）と  
興亜院華中連絡部の『上海ニ於ケル猶太人ノ状況  
（主トシテ歎洲避難猶太人）』（1940年1月）

阿部，吉雄  
九州大学大学院言語文化研究院

<https://doi.org/10.15017/5535>

---

出版情報：言語文化論究. 18, pp.111-127, 2003-06-25. 九州大学大学院言語文化研究院  
バージョン：  
権利関係：

## 上海のユダヤ人『移住者住所録』(1939年11月)と 興亜院華中連絡部の『上海ニ於ケル猶太人ノ状況 (主トシテ歐洲避難猶太人)』(1940年1月)

阿 部 吉 雄

0. ビザが不要だった上海租界へのヨーロッパ系ユダヤ人の移住は、1938年3月にナチスドイツに併合されたオーストリアにおいてユダヤ人迫害が強まったことから本格的に始まり、1938年11月9日の水晶の夜事件以降ドイツ全土に広まった。しかし1939年8月に上海の共同租界、フランス租界、蘇州河以北の日本管理地区が打ち出した厳しい移住制限策によりユダヤ人難民の流入は急速に減少した。この間に上海に移住したユダヤ人について難民支援委員会が『移住者住所録』(1939年11月)を作成しているが、そこには5351人の難民の氏名、出身地、職業、現住所が記載されている。1939年夏頃に上海に到着したとされる者も記載されていることから、編纂作業は秋に入ってから行われたと考えられる。<sup>註1</sup>これとはほぼ同時期に作成されたのが日本の興亜院華中連絡部による『上海ニ於ケル猶太人ノ状況(主トシテ歐洲避難猶太人)』(1940年1月)で、基本的に1939年11月までに収集した資料からなっており、特に職業に関する詳しい統計が含まれている。本稿はこの2つの資料を基に、上海のユダヤ人難民社会生成時の状況をより詳しく知ろうとするものである。

0.1. 1939年秋の時点までに上海に移住したユダヤ人の数について定説はないものの、各種文献では1941年12月の太平洋戦争開始時に1万5000～1万8000人としているものが多い。本稿の筆者自身は具体的なデータを持っていないが、いかなる調査も重複より遺漏の方が多いであろうという理由から、従来の説の上限に当たる1万8000人とする立場を取っている。この数字を基にすると、租界当局による移住制限の前に上海に逃れたドイツ・オーストリア系ユダヤ人がヨーロッパから新たに呼び寄せた家族やポーランド系ユダヤ人<sup>註2</sup>を中心に2000人以上が1939年秋から1941年12月までに上海に到着したことから逆算して、1939年秋の時点では1万6000人以下になる。一方『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』では1938年9月～12月の移住者が1500人、1月～3月が4000人、4月～6月が6500人、7月が2000人、8月が4000人で計1万8000人とされる。<sup>註3</sup>「秘」の印が押された日本の関係諸官庁用の内部資料であることから、誇張の意図はないと考えられるが、具体的な典拠を挙げておらず、これらの数字の正確さは不明である。

0.2. 1939年秋の時点でのユダヤ人移住者の数が1万6000人以下であれ、1万8000人またはそれ以上であれ、『移住者住所録』に掲載されている5351件というのはその3分の1に過ぎない。しかも5351件の中には個人だけでなく法人や店舗も含まれており、個人名で掲載されているのは5246人とさらに少なくなる。

その第1の理由は『移住者住所録』に掲載されたのが原則的に世帯主のみで、妻や子どもは除外されていることである。デイビッド・クランズラーの資料によれば戦後の1946年に上海にいたユダヤ人難民は1万5000人で、うち16歳以下(1939年時点で9歳以下)が10%(1500人)、17~30歳(1939年時点で10~23歳)が13%(1950人)である。<sup>註4</sup>世帯主かどうかを別にして、年齢だけで考えてみても、『移住者住所録』に掲載されたのは10代後半以上であろうから、住所録の作成以降に生まれた者(408人)や日米開戦までに上海に新たに到着した者を考慮に入れても、掲載対象外の若年者が1939年秋の時点で1500人前後はいたことになる。<sup>註5</sup>子どもがいれば、その数に見合うだけの母親がいたはずであり、また子ども連れでなく夫と2人で上海へ逃れた妻もいた。上海軍報道部に勤務していた石濱知行は『上海雑筆』の中で「昨夏から来だしたユダヤ人は現在9000人(内女3800人、子供1000人)に達している。」と1939年5月31日付で書いている。<sup>註6</sup>

第2に、ほとんどのユダヤ人難民は上海を一時的避難場所とみなし、できるだけ早くアメリカ等のビザを取得して再移住することを望んでいた。なるほど難民たちは『移住者住所録』に掲載されれば、上海で職を得る助けになると期待したのであろう。しかしすぐに再移住できる見込みが大きいと考える者にとって『移住者住所録』はあまり意味のないものであったに違いない。むしろ『移住者住所録』に掲載されることで、上海のドイツ総領事館に自分の存在が知られ、ドイツでの迫害が上海でも繰り返される(例えば、パスポートを預かったまま返さない、さらには反ドイツ的行動を取ったという理由でドイツ国籍を剥奪する)のを恐れたということもあったのではないか。『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』によれば、1939年7月末時点で1万5000人に達したユダヤ人難民の大部分が日本管理地区に居住したため、上海の日本海軍陸戦隊司令部は1939年8月に布告を出し、地区内で居住または営業するユダヤ人難民に対して、居住許可申請を行うよう求めたが、8月末までに申請を行ったのは8880人(子供を含まない)に過ぎなかった。その後も申請率は向上せず、窓口になった難民支援委員会が11月15日付けのユダヤ人難民新聞各紙を通して登録を呼びかけねばならなかった。<sup>註7</sup>このように支援委員会の難民への影響力、言い換えれば枢軸国と協力する支援委員会への難民たちの信頼は完全なものではなかったのである。

第3に、ドイツやイタリアからの船は皆数百人のユダヤ人難民で満員という様子で、1年という短い期間の間に1万6000~1万8000人が到着する混乱した状況の中、すべてのユダヤ人移住者が急拵えの支援委員会の管理下に入ったわけではない。裕福な者や既に上海に親戚や知人がいる者などは到着後、棧橋から用意されたホテルや住居へ直接向かうこともあった。そのため住所録作成の基礎資料となったであろう支援委員会への登録から漏れてしまう者がいたと考えられる。また到着時に支援委員会へ登録したものの、支援資金の枯渇により支援活動の対象から除外された者が住居を移転した場合、支援委員会はそれをもはや把握できず、住所録への掲載が不可能になったはずである。

1. 従来、1939年秋までに上海へ移住したユダヤ人はドイツおよびオーストリア出身者とと言われてきたが、『移住者住所録』に挙げられた出身地は両国の他にもポーランド47人、ダンツィヒ自由都市32人、チェコスロヴァキア32(6)人、イタリア25人、ハンガリー16人、フランス10(1)人、ベルギー6人、オランダ6(1)人、ソ連4人、ユーゴスラヴィア3(1)人、スイス3人、ルーマニア2人、ラトヴィア1人、ルクセンブルク1人、ア

メリカ1人、スペイン1人、南アフリカ1人、ブルガリア1人の18カ国に及んでいる。<sup>注8</sup> その背景には1930年代後半になるとドイツ以外のヨーロッパ各国でも反ユダヤ法が制定され、ユダヤ人の公職からの追放、経済活動からの締め出しが行われ、さらには反ユダヤ人暴動が頻発したことがある。

1.1. ポーランドやダンツィヒ自由都市は1939年9月1日に始まったドイツ軍によるポーランド侵攻で占領されるが、それから上海に移住したのでは『移住者住所録』に掲載されることが時間的に難しい。マーチン・ギルバートによれば「ポーランドでは、オーストリアでナチの支配が始まって3週間もたたぬ頃、反ユダヤ活動が一段と活発になってきた。」<sup>注9</sup> 「ダンツィヒでは、1937年当時ナチ党が勢力をふるっていたので、ユダヤ人9000人のうち半分弱が、西ヨーロッパ、イギリス、アメリカ、パレスチナへ移住した。」<sup>注10</sup> それゆえ『移住者住所録』に掲載されたポーランド出身の47人、ダンツィヒ自由都市出身の32人の大部分は1939年8月以前に上海へ向かったと考えられる。

チェコスロヴァキアのズデーテン地方では1938年10月のドイツによる占領を予想して、2万人のユダヤ人がチェコスロヴァキア国内のベーメン(ボヘミア)やメーレン(モラヴィア)へ逃れた。1939年3月、ドイツ軍はそのベーメン・メーレンに進駐し、3月15日プラハに入城した。ギルバートによれば「当時プラハ市のユダヤ人口は3万1571人、総人口の10%を占めていたが(1930年の人口調査)、ボヘミア地方の町や村から逃げて来たユダヤ人難民2万5000人が流入していた。チェコのユダヤ人は、合法、非合法の手段で国外へ脱出しようとした。1939年末までに1万9000人余のユダヤ人がヨーロッパ脱出に成功した。」<sup>注11</sup> 『移住者住所録』に掲載されたチェコスロヴァキア出身の32(6)人もこれらの人々の一部であったろう。

1.2. 『移住者住所録』に挙げられた出身地は上海へ移住する直前に居住していた場所である。ドイツでは1933年以降、オーストリアでは1938年以降激化したユダヤ人迫害のため地方では生活できなくなった者が大きなユダヤ人コミュニティの存在する、しかも自分がユダヤ人であることを町中の人間が知っているわけではない大都市に移り、数ヶ月～数年後に上海へ移住したというケースは多く見られる。すなわち上海への移住の前に国内での移住を経験しているのである。ウィーンとベルリンの出身者がそれぞれ1628人、1624人と飛び抜けて多いのもそのため、3位(プレスラウ314人)以下を大きく引き離している。後に上海でユダヤ人難民社会のラジオ番組を放送して有名になる Horst Levin の一家が東プロイセンから「ベルリンへ移って2年後の1938年初め、ドイツでは35万人のユダヤ人が生活しており、ナチスが政権についてから5年間に約12万人がドイツを去ったことになる。ドイツに留まっているユダヤ人の40%以上がベルリンに住んでいたが、その多くは Levin 家のように最近小さな町から移住して来た者だった。」<sup>注12</sup>

ドイツ出身者は総計2900(10)人で、そのうち1624人のベルリン出身者が占める割合は56.0%である。上の引用の「ドイツに留まっているユダヤ人の40%以上がベルリンに住んでいた」との比較から、上海移住者におけるベルリン出身者の割合はドイツ国内のユダヤ人のうちベルリンに居住していた者の割合より高いことが分かる。その理由として、移住の援助や情報の提供を行うユダヤ人組織が身近に存在したこと、および既に国内移住を経

験しており、海外移住への決断が容易だったことが考えられる。また『移住者住所録』で出身地を挙げている4802件の33.8%がベルリン出身者であり、1939年秋の上海のユダヤ人難民を1万7000人としてこの割合で単純計算すると、ベルリン出身者は5749人ということになる。上の引用によれば1938年初めのベルリンのユダヤ人口は14万人以上となり、その24人に1人が上海に避難したことになる。

オーストリア出身者は総計1699(4)人で、その95.8%に当たる1628人をウィーン出身者が占める。次に多いのは、オーストリア第2・第3のユダヤ人口を持つグラーツの20人、バーデンの10人である。1938年3月、ウィーンにはオーストリアのユダヤ人の92%に当たる17万6000人が居住し、ウィーン全人口の10%弱を占める、世界で6番目に大きなユダヤ人社会であった。ベルリン出身者の場合と同様の計算をすると、上海のユダヤ人難民の33.9%に当たる5763人がウィーン出身者で、ウィーンのユダヤ人の30人に1人が上海に避難したことになる。ウィーンでは1938年8月 Adolf Eichmann がユダヤ人移住本部 (Zentralstelle für jüdische Auswanderung) を設立し、その効果的な活動は全ドイツのモデルとなった。流れ作業の処理でユダヤ人は財産を取り上げられ、パスポートと必要な書類を与えられた。1年半の間にオーストリアから追い出されたユダヤ人は15万人に上る。

ウィーンとベルリンの他に『移住者住所録』で出身者が100人以上の町はプレスラウ314人、ハンブルク126人、フランクフルト105人の3都市で、それぞれドイツでベルリンに次ぐ2~3万人のユダヤ人口を抱えていた。1939年に入るとベルリン、プレスラウ、ハンブルク、フランクフルトにもユダヤ人移住本部が設置された。その中でもプレスラウは上海へ逃れた者の割合がウィーンやベルリンを上回る。一般に東部地域の方が西部地域よりも多い傾向がある。次の表はドイツ東部のプレスラウと北部のハンブルク、中部のライプツィヒ、南部のミュンヘン、西部のフランクフルトとケルンにおける当時のユダヤ人口<sup>注13</sup>およびユダヤ人『移住者住所録』に掲載された各都市の出身者数の比較である。

	各都市のユダヤ人口(人)	上海移住者数(人)
プレスラウ	23,240	314
ハンブルク	19,794	126
ライプツィヒ	12,594	38
ミュンヘン	10,068	41
フランクフルト	29,385	105
ケルン	16,093	21

1.3. 『移住者住所録』に記載された311の出身地の内訳は、ドイツ198, オーストリア31, ポーランド27, チェコスロヴァキア17, イタリア7, ソ連4, ハンガリー/フランス各3, ベルギー/オランダ/ユーゴスラヴィア/ルーマニア各2, アメリカ/スイス/スペイン/南アフリカ/ダンツィヒ自由都市/ブルガリア/ラトヴィア/ルクセンブルク各1, 国籍不明18になる。<sup>注14</sup>出身者の数でオーストリアの1.7倍であるドイツが出身地の数で6倍以上ということも、ドイツの場合は出身地が分散していることを示している。その中でも1937年7月、ドイツ・ポーランド協定の期限切れで少数派集団としてのユダヤ人の権利が消滅した高地シュレージエンからは、グライヴィッツ23人、ポイテン21人、ヒンデンブルク11人、オッペルン6人、ラティボル5人、ランツベルク/グロース・シュトレリッツ

ノイシュタット各1人と、多くのユダヤ人難民が上海へ移住した。

戦後、上海のユダヤ人難民の多くはアメリカへの移住を希望したが、第1次大戦後ドイツ領やオーストリア領からポーランド領に変わった地域で1918年以前に生まれた者は、アメリカの移民法がわずかな人数しか割り当てないポーランド出身者とみなされた。1946年の調査ではそのような「ポーランド出身者」は1800人おり、戦後の2年間に上海へ回されたポーランド枠はわずかに68人分だった。そのため戦争中日本が設置した「ユダヤ人ゲットー」<sup>注15</sup>が終戦によりなくなった後も、彼らは中国における厳しい経済状況の中でさらに何年間も過ごさねばならなかった。

1.4. 『移住者住所録』全体の10.3%に当たる551件が出身地を挙げていない。その理由として考えられるのは、1) 店舗・法人などの105件中95件について出身地が記載されていない。2) 先述したように『移住者住所録』には普通世帯主だけが掲載されているが、成人した家族や同姓の親戚は掲載されている。そしてこれらの成人した家族や同姓の親戚が同じ家に住んでいる場合、かつての難民のメモワールやインタビューなどと照らし合わせてみると、同居親族のうちの1人だけが出身地を挙げていることがある。恐らく調査用紙に1人目として記入した者で、他の者については記入者本人もしくは名簿作成者が省略したのであろう。しかし同姓の者が血縁者とは限らず、また血縁者であっても出身地が同じとは限らない。さらに上海では、後述するように一つの家屋に幾人もの非血縁者が各部屋を間借りすることが当たり前だったため、住所が同一ゆえに同居しているとは言えない。そのため同姓・同住所だという理由で出身地が同じとは断定できない。3) 『移住者住所録』を求職や販売広告の手段として理解した難民が多かったであろうから、出身地に関しては掲載する側もされる側もあまり重視していなかったと考えられる。また出身地を明かすことで、上海のドイツ領事館からその警察に照会され、自分や故郷にいる血縁者に対するドイツのさらなる干渉・迫害を受けることを恐れたのではないか。

2. 1939年当時の上海は外国人が行政統治する租界と、1937年8月の第2次上海事変で日本が占領し、日本の傀儡政権である中華民国維新政府の上海特別市政府が統治する華界に分かれていた。租界には清からイギリス・アメリカ・フランスが租借した3つの租界が最初存在したが、1863年に前2者が合併して共同租界となった。1932年1月の第1次上海事変において日本海軍陸戦隊が蘇州河以北の警備を担当し、さらに第2次上海事変で日本軍が占領して以来、この地域は共同租界の一部とは言うものの、実質的に日本管理地区になっていた。さらに租界の周囲へは越界路という道路が延びており、その沿道も租界に準ずる位置づけだった。

2.1. 『移住者住所録』に記載されたユダヤ人難民の住所によれば、蘇州河以北の日本管理地区4245人(Haskell Roadを越界路に算入)、蘇州河以南の共同租界425人(Yu Yuen Roadを越界路に算入)、フランス租界647人(Haig Avenueを共同租界に算入)、越界路61人、華界3人、所属地区不明15人、住所不記載6人、印刷不良のため住所が読みとれないもの2件、計5404件となる。<sup>注16</sup>日本管理地区が全体の8割近くを占めているのは、特にその東半分当たる虹口東部地区と揚樹浦地区が第2次上海事変で激しく破壊され、中国人住民

が去った住居の多くは修理が必要な状態で、共同租界やフランス租界に比べて家賃が4分の1のものもあったせいである。日本人が多かった虹口中央部から見れば、虹口港という名のクreekより東側（川向こう）になり、「揚樹浦のユダヤ人」（西川光）<sup>註17</sup>という感覚だった。

道路別に見ると、Tongshan Road（塘山路：唐山路）<sup>註18</sup>532人、Ward Road（華徳路：長陽路）519人、（East）Broadway Road（百老匯路：大名路）421人、（East）Seward Road（熙華徳路：長治路）386人、Wayside Road（匯山路：霍山路）325人、Chaoufoong Road（兆豊路：高陽路）265人、Kungping Road（公平路）225人、Chusan Road（舟山路：龍潭路）187人、Kingchow Road（荊州路）159人の上位9位までが日本管理地区の虹口港以東になり<sup>註19</sup>、10位にフランス租界の目抜き通り Avenue Joffre（霞飛路：淮海中路）150人が入る。その後も虹口港以東の Alcock Road（愛爾考剋路：安国路）143人、Baikal Road（倍開爾路：惠民路）141人、Pingliang Road（平涼路：平涼路）118人、MacGregor Road（麦剋利剋路：怡潼路）106人が続き、共同租界の目抜き通りの Bubbling Well Road（靜安寺路：南京西路）82人は15位になる。虹口港以西のいわゆる日本人街では North Szechuen Road（北四川路：四川北路）69人、Tiendong Road（天潼路）68人が17位と18位、Quinsan Garden Road（崑山花園路：昆山花園路）47人が26位である。

2.1.1. Avenue Joffre や Bubbling Well Road に代表されるフランス租界や共同租界の主要な通りには外国人用の高級アパートが並び、ユダヤ人難民（移住者と呼ぶ方が適切か）のうち医師・弁護士・音楽家や宝石商・皮革商・高級服飾店主その他の事業主、および比較的多くの資産をヨーロッパから持ち出すことができた裕福な人々が住んだ。住所の番号を見ても、これらの通りでは分散しており、同じ番号には1～数人（個人もしくは親族）が住んでいた。すなわちフランス租界や共同租界に住んだユダヤ人移住者たちは固まってユダヤ人街を作ろうとはせず、租界の外国人社会の中に溶け込もうとしたのである。彼らの中には自分が難民であることを隠している者もいた。

2.1.2. 対照的に日本管理地区の虹口港以東では、番号の間隔が小さくなり、居住者の多い通りではさらにその下位の番号まで連続している。Tongshan Road の599番を例にとると、599-3（4人）、-4（5人）、-6（8人）、-7（2人）、-8（5人）、-9（1人）、-10（6人）、-11（1人）、-12（3人）、-14（7人）、-15（1人）、-16（1人）、-17（2人）、-18（5人）、-19（4人）、-20（5人）、-21（4人）、-22（5人）、-23（3人）、-24（10人）、-25（8人）、-26（3人）、-27（3人）、-28（3人）、-29（3人）、-30（2人）、-31（4人）、-32（1人）、-33（5人）、-34（4人）、-35（6人）、-36（3人）、-37（3人）、-38（3人）、-39（4人）、-40（9人）、-41（4人）、-42（9人）、-44（1人）、-45（3人）、-46（3人）、-47（5人）、-48（1人）、-50（5人）、-52（2人）、-58（4人）、-62（8人）、-63（1人）、-64（2人）、-66（3人）、-68（4人）、-70（3人）、-72（2人）、-74（2人）、-75（1人）、-77（1人）、-78（2人）、-82（6人）、-84（2人）、-86（2人）、-88（2人）、-92（1人）、-94（1人）、他に599番とだけ挙げている者が12人おり、計238人になる。先述したように『移住者住所録』には妻や子どもは掲載されていないことが多く、実際の人数はこの2倍

近いことを考えると異常な密集度である。

これは1つの番号(例えば599)で道路に面していながら、実際には他の番号の背後に回り込んでいる里弄という巨大な住宅群の存在ゆえである。通常2階建てで、家の前後を細い路地が走り、この路地が広い通りに通じる。1軒の家には最大約10の部屋があり、当時はその各部屋が別々のユダヤ人難民に賃貸されていた。難民の1家族が2部屋借りていれば裕福とみなされ、彼らは大抵そのうちの1部屋に住み、もう1部屋を他の家族(それも時には大家族)に又貸した。貸間を増やすためには1つの部屋を2つに仕切ったり(その場合、奥の部屋の出入りには入り口の部屋を通らねばならなかった)、屋根の上に部屋を新設したり、階段脇の電気メーターの設置空間まで利用した。日本管理地区の虹口港以東の建物すべてがこうだったというわけではないが、多くのユダヤ人難民が住んだのは第2次上海事変の戦災にあった場所だった。壁も天井も床も隙間だらけの薄い板でできており、会話も食事の匂いも筒抜けで、他人に聞かれない話は声を潜ませねばならなかった。それでも視覚的なプライバシーは守られた。

2.2. しかしヨーロッパ人には信じがたいこの低水準の住居(トイレはなかった)を借りる金すらない難民は、支援委員会が設けたハイムと呼ばれる収容所で過ごした。教室または講堂程度の大きさの部屋に2段ベッドが並べられ、他人の視線を遮るために毛布をカーテン代わりに吊るすことが許された。『移住者住所録』で多くの難民が同一の住所を挙げていれば、そこがハイムだと分かる。『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』の記述と照らし合わせてみると、Ward Road 138 (171人)、Wayside Road 150 (67人)、Chaoufoong Road 680 (131人)、Kingchow Road 100 (121人)、Pingliang Road 1090 (68人)、Alcock Road 66 (127人)などがそれに当たり、すべて虹口港以東に位置する。『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』は「現在各所ノ合宿所(ハイムを指す:阿部)ニ収容セラレラルモノハ7000名乃至8000名」<sup>注20</sup>としているが、クランズラーはこの時点での各ハイムの収容員数を300~600人、ハイムに居住していた難民数を全体で2600人かそれ以下と推測する。<sup>注21</sup>その根拠として彼は、難民への給食や住宅の供給を行っていたCFA(Committee for the Assistance of European Jewish Refugees in Shanghai)が1940年にベッド総数を、使用していないものも含めて2388床と報告したことを挙げている。<sup>注22</sup>筆者(阿部)は、ハイムに居住しなくても、ハイムにおける無料給食を受けていた者が5000人以上おり、『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』の7000~8000人というのはそれを含めた人数ではないかと考える。1939年秋の時点でのハイム収容者を2600人以下とすると、『移住者住所録』にハイムを住所として挙げている685人はその3割弱になり、上海のユダヤ人難民1万6000~1万8000人に対する『移住者住所録』に記載された5351件の割合とほぼ一致する。

Ward Road ハイムは共同租界工部局中国人小学校、Wayside Road ハイムは外国人用小学校、Chaoufoong Road ハイムは匯豊銀行虹口支店を利用したものだった。以前はWashing Roadでも英国の女性用老人ホームを借り60~70人用ハイムとして使用していたが、『移住者住所録』作成当時は難民用病院に転用、また英国籍ユダヤ人富豪Sir Victor Sassoonが所有するEmbankment Buildingの1階を数百人用の上陸後の一時宿泊所に利用していた。Kingchow Road ハイムは1939年末までには学校に転用されたが、『移住者住所録』の広告欄にKingchowheimという表記もあることから、住所録作成の時点にまだ存在していたの



は明らかである。『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』では先の引用に続いて「目下平涼路ニ2000～3000名ヲ收容シ得ル大合宿所ヲ建築中」とある。これは68人が現住所として挙げた Pingliang Road 1090を指しているのだろうか。これまで Pingliang Road ハイムの地番を挙げた文献は存在しないが、もし1090番が筆者（阿部）の推測通りハイムであり、しかも『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』の言う新ハイムだとすれば、『移住者住所録』の68人は建築中のハイムに既に入居していたことになる。いずれにせよ計画したような「2000～3000名ヲ收容シ得ル大合宿所」は完成に至らなかったと考えられる。1943年2月に日本は「ユダヤ人ゲッター」を設置するが、Pingliang Roadはその区域外である。もしこのような巨大ハイムが存在していれば、それを含むように「ユダヤ人ゲッター」の区域が設定されたはずである。また最大の收容人数600を持つ Seward Road ハイム（その地番を挙げた文献は存在しない）はクランズラーによれば1939年8月以降に取得されたというが、11月に発行された『移住者住所録』では Seward Road における単一番地への集中居住は認められない。805番には114人が住んでいるが、805-4～805-53というように下の番号がまちまちであり、先に挙げた Tongshan Road 599のように里弄である可能性が高い。これがハイムでないとすれば、Seward Road ハイムへの難民收容の時期は『移住者住所録』作成以降であり、廃止される Kingchow Road ハイムの代替施設になったと考えられる。

2.3. ユダヤ人難民の移住は、1937年の第2次上海事変で破壊された虹口東部地区や揚樹浦地区の復興をもたらした。難民による商店やレストランが開業した Chusan Road, Tongshan Road, Kungping Road, Seward Road, Wayside Road にはヨーロッパ風の町並みが出現し、特に Chusan Road と Wayside Road が交わる辺りは Little Vienna と呼ばれた。簡素だがヨーロッパ風で、屋内配管を施したバスルームを備えた家も見られた。

3. ナチス政権誕生の翌年の1934年春に約80人のユダヤ人移住者がイタリアの客船 Conte Verde 号で到着してまもなく、ドイツおよびオーストリア出身のユダヤ人により最初の支援委員会 Hilfsfond が作られた。オーストリア併合から4カ月の1938年8月、ユダヤ人難民の数が約200人に達した時、チェコ人とドイツ人（いずれもユダヤ人および非ユダヤ人）のグループがヨーロッパからの難民のための International Committee for Granting Relief to European Refugees (IC) を作る。責任者は非ユダヤ系ハンガリー人の実業家 Paul Komor で、すぐに Komor 委員会として知られるようになる。Sir Horace Kadoorie や Sir Victor Sassoon など数人のセファルディ系ユダヤ人富豪やロシア革命を逃れて上海に移住していたユダヤ人が参加した。

日本は1937年8月の第2次上海事変により上海周辺の軍事的支配を確立しただけでなく、同年12月に満州のハルビンで第1回極東ユダヤ人会議を開催させ、親ユダヤ政策を示していた。<sup>注23</sup>1938年10月、新たな支援委員会 Committee for the Assistance of European Jewish Refugees in Shanghai (CFA) が設立され、先の2つの委員会もこれに参加する。しかし日本との協調を計る Kadoorie を初めとするセファルディ系ユダヤ人たちと、同じセファルディ系でありながら日本に批判的な Sassoon との間には支援活動の運営においても対立が残り、1939年11月発行の『移住者住所録』には CFA の所在地や業務内容と別に IC のそれも（CFA より3頁前に）記載されている。

3.1. Komor 委員会 (IC) は難民を到着時に登録し、住居や職を見つけるのを助けた。『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』には、1939年4月15日までに委員会において行われた3116人の職業登録が記載されている。<sup>注24</sup>基本的に『移住者住所録』の職業欄同様、移住前にヨーロッパで就いていた職業またはナチスによるユダヤ人迫害で職業変えを強いられる以前の職業を挙げていると考えられ、両者は直接比較することが可能である。まず単一の項目としては各種商業が1100人で断然多い。『移住者住所録』では単に「商業従事者 (Kaufmann)」と記載されている者だけでも2111人で全体の4割を占める。ユダヤ人の移住を認める国々は技術者や農地開拓者としての訓練を受けた者を求めたため、商業従事者がそれらの国に移住するチャンスは少なかった。Komor 委員会に具体的な職業上の技能を申告した者は1123人で、以下の通りである。

事務員	179	広告工	4
各種技師	69	各種音楽士	141
電気技工	39	画家	8
絹綿紡織工	170	教師	10
獣肉業	35	運転手	47
パン焼工	21	ホテルポーターボーイ	30
錠前製造修理工	32	医師	57
靴工	28	歯科医	13
洋服工	54	化学技師	20
料理人	67	弁護士	21
印刷工	5	建築士	8
皮革工	24	理髪師	21
時計修理工	11	其ノ他ノ雑工	9

この他に「特技なし」と申告した者が884人いる。しかしその中には労働者、公務員、ジャーナリスト、学生などの他に多くの商業関係の販売員が含まれていると考えられる。つまり難民の約半数が商業関係者、3分の1が何らかの技能習得者、残りが特に具体的な技能を持たない者になる。

3.1.1. これは『移住者住所録』よりも半年程前の調査であり、ユダヤ人難民の数が6000人程度と推定される時期のものである。また『移住者住所録』に記載された職業は5422件である。<sup>注25</sup>両資料を比較すると、多くの職業で『移住者住所録』の数字はKomor 委員会 (IC) の数字の1.5倍～2倍の間に入るが、医師・歯科医・弁護士などは3.5～8倍にもなる。これはこれらの人々がよりましな移住先をぎりぎりまで探していたものが見つからず (1938年にユダヤ人が移住できた国々では、商人と弁護士は不要とされた。またそれらの国々の医師組織は医師の移住に反対していた)、1939年4月以降にやむなく上海へ移住したと理解する以外に説明がつかない。外国へ移住するユダヤ人のために1938年12月に発行された案内書には中国について次のように記載されている。「可能性があるのは、資本が

あり語学に通じた商人、語学の知識がある女性速記タイピスト、(バンドを組んだ)音楽家、各種工業の企業家・技術者・技師。医師にはわずかな見込みしかない。」<sup>注26</sup>銀行・保険などユダヤ人が得意な分野も有利でなかった。

3.1.2. Komor 委員会はさらに Sassoon が寄付した15万上海ドル(5000ポンド)で、事業を始める資金(1件当たり最高1000上海ドル)を融資した。Kiukiang Road 190のICには毎日数百人の人々が並んだ。Komor はユダヤ人の名誉をさらに傷つけないようにと、難民が外国人には相応しくないとされていた肉体労働をすることを思いとどまらせた。Komor は難民が他の外国人の職を奪って恨みを買わないかとも心配したが、当初はほとんどの難民が英語を話せなかったため、弁護士や大学教師などとして訓練された人々にはあまり職がなく、1939年3月15日の上海工部局警察の報告では職に就いている難民はわずか200~300人に過ぎなかった。『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』によれば、それから7カ月の間に2700人が Sassoon の開業資金融資により独立し、うち約1000人は事業として存続し続けている。さらにヨーロッパから持参した資金により自力で独立し、生計を立てつつある者も1500人いると報告されている。<sup>注27</sup>これによると、各種技師・電気工・自動車運転士・医師・楽士などの就職は比較的容易で就職率は高い。また小売商・薬師・理髪師・カフェバー・下宿屋・宿屋など小資本で開業できる方面に進出し、虹口地区で新たに開店する者が毎月あり、その数は既に300軒に達しているという。それゆえこの資金援助が第2次上海事変で破壊された虹口地区の復興をもたらし、ユダヤ人難民社会の中心地区建設に役立ったことは間違いない。

3.2. 『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』にはさらに日本領事館が1939年11月1日現在で調査した「中歐避難猶太人就業統計表」がある。<sup>注28</sup>『移住者住所録』の職業欄や Komor 委員会による職業登録と違い、「中歐避難猶太人就業統計表」は上海で実際に就いている職業を示していることから、前2者を補完する資料である。人数は当然のことながら前2者よりも少ないが、就業場所が蘇州河以北の日本管理地区、共同租界のうちの蘇州河以南、フランス租界と区分して示されている点も興味深い。

名称	蘇州河以北	蘇州河以南	仏租界	計	名称	蘇州河以北	蘇州河以南	仏租界	計
〔医業〕									
各科兼業	19	26	3	48	胃腸科	0	1	0	1
呼吸及心臓科	0	1	0	1	耳鼻咽喉科	0	2	0	2
眼科	0	2	0	2	神経科	0	3	0	3
脚足科	0	1	0	1	整形科	0	2	0	2
外科	0	5	0	5	歯科	33	23	1	56
電療科	2	0	1	3	獣医	1	0	0	1
産婦人科	1	8	0	9	盲腸摘出科	2	1	1	4
皮膚科	2	7	0	9	看護婦会	3	0	1	4
内科	1	3	1	5	マッサージ	1	0	0	1
小児科	1	4	0	5	計	67	91	9	167
結核科	1	1	1	3					

上海のユダヤ人『移住者住所録』(1939年11月)と興亜院華中連絡部の  
『上海ニ於ケル猶太人ノ状況(主トシテ歐洲避難猶太人)』(1940年1月)

11

〔薬局薬種商〕

整形器具	2	3	0	5	消毒所	4	0	0	4
歯科材料	3	0	0	3	医療器具製造	1	0	0	1
薬局	7	1	1	9	計	21	5	2	28
医薬化学品製造	4	1	1	6					

〔事務所〕

広告取扱店	0	2	0	2	口入所	1	0	0	1
ウオチマン紹介所	1	0	0	1	物品保管倉庫業	2	0	0	2
簿記係紹介所	1	0	1	2	翻訳通訳事務所	3	1	0	4
タイプライター印刷所	0	1	0	1	保険会社代理店	4	2	0	6
商事通信所	1	0	0	1	書籍並ニ雑誌社員	4	2	0	6
商事代理店	19	0	1	20	出版業	4	3	0	7
家屋周旋所	4	0	0	4	ブローカー	1	0	0	1
ピアノ修理所	2	0	0	2	易断所	1	0	0	1
法律事務所	4	3	1	8	計	61	14	4	79
運送業	9	0	1	10					

〔商店〕

古物品並ニ委託業	17	7	1	25	馬鈴薯商	3	0	0	3
写真器具店	1	0	0	1	小児服店	0	0	1	1
パン屋	13	0	0	13	ボタン商	0	1	1	2
雑貨商	16	0	1	17	石炭商	2	0	1	3
婦人衣裳店	43	18	12	73	雑品商	63	2	2	67
寝台商	1	0	0	1	皮革商	8	1	2	11
貴金属加工店	1	1	1	3	貸本店	5	0	0	5
古切手商	0	8	1	9	マニキュール	2	0	0	2
書籍店	2	2	0	4	金物商	1	0	0	1
文房具店	6	1	1	8	光学品商	1	0	0	1
キャバレー、ナイトクラブ	3	0	0	3	紙及紙製品卸商	7	1	1	9
煙草商	3	0	0	3	香料商	4	2	0	6
鶏卵商	1	0	0	1	写真屋	6	5	1	12
網商	0	1	0	1	瀬戸物商	1	0	1	2
魚商	1	0	0	1	煙草器具商	0	0	1	1
獣肉商	6	1	0	7	男子洋服店	28	6	0	34
小間物商	0	0	1	1	男女洋服店	10	5	2	17
カフェ、レストラン、旅館	78	4	1	83	婦人洋服店(女)	32	2	1	35
小鳥商	1	0	0	1	タイプライター商	2	1	2	5
袋物商	1	0	0	1	靴商及靴工	25	2	0	27
荒物商	2	0	0	2	絹物商	2	0	0	2
犬商	0	0	1	1	時計商並ニ修理	16	1	2	19
宝石商	2	2	0	4	洗濯所	11	0	0	11
コーヒー商	3	0	0	3	計	434	74	38	546

〔工業〕

建築業	8	1	0	9	敷布製造所	5	0	0	5
溶接業	1	0	0	1	製本所	0	1	0	1
自動車業	1	0	0	1	刷子製造所	1	0	0	1
自動車修理工場	1	0	0	1	菓子製造所	1	1	0	2
浴槽製造所	1	0	0	1	化学工業所	6	1	0	7

化学試験所	2	0	1	3	電燈笠製造	2	0	0	2
化学技術品製造	3	0	0	3	皮革染色工場	1	0	0	1
煙草工場	5	0	0	5	ペンキ職	13	0	0	13
造花製造所	5	0	0	5	大理石加工場	4	0	0	4
手袋製造所	14	6	2	22	技術工作所	2	0	0	2
ワイシャツ製造所	1	1	0	2	機械工務所	7	0	0	7
旋盤工場	0	0	1	1	清涼飲料製造	3	0	0	3
印刷工場	1	2	0	3	家具製造	6	0	0	6
電気工務所	9	1	0	10	西洋カラシ製造	1	0	0	1
電気研究所	1	0	0	1	ネオン取付業	1	0	0	1
染色工場	1	0	0	1	暖炉製造	1	2	0	3
皮革品製造所	2	0	0	2	ポスター製造	4	0	0	4
フェルト製品製造所	1	0	0	1	天鵞絨製造	1	0	0	1
理髪所	19	0	0	19	壁張工所	2	0	0	2
万年筆修理所	1	0	0	1	ラジオ修理所	5	0	0	5
床塗料製造	1	0	0	1	カミソリ修理	1	0	0	1
敷物製造	3	1	0	4	雨カッパ製造	3	1	0	4
クリーム製造	6	0	0	6	各種広告業	21	3	2	26
電気鍍金	1	0	0	1	サラダ製造	1	0	0	1
各種贈答品製造	1	0	0	1	ショーウインドー飾付工	9	1	0	10
果酒製造	1	0	0	1	傘修理工	2	0	0	2
飴製造	2	0	0	2	旋盤工	1	0	0	1
硝子品製造	3	0	0	3	チョコレート製造	2	0	1	3
金細工及金買入	3	0	0	3	タイプライター修理	7	0	0	7
革紐, 革帯製造	5	0	0	5	石鹼製造所	4	4	0	8
ゴム品製造	1	0	0	1	玩具製造	1	0	0	1
クロケット製造及修理	1	0	0	1	酒精加工業	4	0	0	4
美容院	7	2	0	9	印判屋	1	0	0	1
家具製造所	9	0	0	9	編物製造	3	1	1	5
ズボンツリ製造	1	0	0	1	婦人靴下修理	1	0	0	1
男女帽子製造	4	0	0	4	織物業	4	0	2	6
材料品輸出入商	5	7	1	13	化粧品製造	3	0	0	3
技術的事務所	1	0	0	1	ワッフル菓子製造	1	0	0	1
鳥打帽子製造	1	1	0	2	シャツ修理所	3	0	0	3
紙箱製造	0	1	1	2	水道引込工事	1	0	0	1
エブロン製造	1	0	0	1	各種家具造作	1	0	0	1
コルセット製造	6	1	4	11	ソーセージ製造	1	0	0	1
宝石加工場	1	0	0	1	計	287	43	21	351
毛皮加工場	9	4	4	17					
〔其他雑業〕									
バレエ教授	1	0	0	1	音楽教師	17	1	0	18
個人営業クラブ	1	0	0	1	私立学校	1	0	0	1
声乐教師	1	0	0	1	外国語教授	9	1	2	12
体育教授	2	0	1	3	ダンス教師	1	0	0	1
託児所	3	0	0	3	経済相談所	2	1	1	4
ピアノ教授	1	0	0	1	計	39	3	4	46
					合計	909	229	78	1216

3.2.1. 日本領事館によるこの調査によれば、就業者数がわずか1216人であり、年少者を除いても失業率は90%以上ということになる。しかし実際には、先述したように Sassoon からの資金融資や自前の資金により4200人が事業を起こし、営業を継続できている者が2500人いた。事業としてある程度成功し従業員が必要となった場合には、中国人よりも賃金の安いユダヤ人難民が雇用された。また支援委員会に給食活動・医療活動などのため雇用される者も数百人いたため、「救済委員会ノ發表スル處ニ依ルト(中略)三千名ハ何等カノ職業ニ就キテ自活シ居ルモノナリト言フ。即チ渡來者ニ對スル約二割ノ就職率ナリ。」<sup>註29</sup>という『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』の記述が事実に近いと考えられる。

3.2.2. 『移住者住所録』で自己申告された職業名は統一されておらず、また同一人物が複数の職業を営んでいるため、他の資料との単純比較は必ずしも容易ではない。しかし他の職業から明確に区分することが可能な医師について比較してみると、「中歐避難猶太人就業統計表」における医業から獣医、看護婦会、マッサージを除いた数は161人、『移住者住所録』でそれに対応する者は308人である。実際の全体数と就業者数をどう見積もるかにもよるが、他の職業に比べて医師の就業率がかなり高かったことは間違いない。しかし保険制度がない上海において、貧しい難民たちがハイムなどに設置された難民用病院以外で医療を受けることは事実上不可能だった。そのため個人的な開業医にとって状況は厳しく、同じ診察室を数人の医師が時間を区切って順番に使用するということが行われた。また他の外国人の患者を求めて共同租界に開業する者も多く、「中歐避難猶太人就業統計表」では医業のみが蘇州河以南の共同租界での数が日本管理地区を上回っている。

他の職業ではわずかな例外を除けば、日本管理地区の人数が共同租界とフランス租界の合計を上回っている。日本管理地区を就業場所とする者の大半が虹口港以東で働いていたと考えられ、就業者の4人に3人が程度の差こそあれユダヤ人社会に依存していた。『移住者住所録』に挙げられた住所(これにはオフィスの所在地も含まれている)ではフランス租界(647人)の方が共同租界(425人)より多かったが、「中歐避難猶太人就業統計表」が示す就業場所では後者が前者の3倍であり、共同租界はビジネス地区、フランス租界は高級住宅地区という性格が現れている。

『移住者住所録』には公務員等(54人)、銀行員等(36人)の職業も挙げられているが、それに対応するものは「中歐避難猶太人就業統計表」にはない。他方、パン屋・レストランのような食料関係、仕立屋・靴屋などの衣料関係などはただちに開業できた。

『移住者住所録』には160人の音楽家が掲載されているが、「中歐避難猶太人就業統計表」によればその芸術的水準に見合った職につくのは難しかったようだ(20人)。上海交響楽団や音楽学校・大学に採用される者もいたが、多くはバーやキャバレーに職を求めた。弁護士や法学者などはさらに難しく、上海の大学で教職を得ることができたのは2~3人に過ぎなかった。その中には Jessfield Park の側にある評判の高い St. John's University も含まれている。ハイム内の絶望と貧困は定期的に上海の新聞に載った。比較的年配の難民の場合は特に深刻で、彼らの中にはヨーロッパで学者や知識人だった人々もいた。共同租界工部局警察の報告によれば、1939年の初めに3人の知識人が自殺し、難民が「詐欺的方法で金を手に入れようとした」2例の報告にも警察は懸念を表明している。かつて有名な弁護士や学者だった人たちが1943年にははずすのコップを持って金や食事の施しを請うていた。

所持品を売り尽くし、しらみの集った服を燃やしてしまい、上から下まで黄麻の小麦粉袋で作った服を着ている者も数人いた。

『移住者住所録』で職業が記載されていない者が341人いるが、その大部分は上海への移住直前または／および移住後無職であったと理解される。

### 注

1. 本稿の筆者は『移住者住所録』に記載された出身地、職業、現住所の統計調査を行った。阿部吉雄「資料調査：上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年）」、『言語文化論究』（17）2003年、九州大学大学院言語文化研究院、141～157頁。本稿はこの統計調査の分析・解説編でもある。
2. ドイツ軍に追われて逃げ込んだリトアニアのカウナスで、1940年7月～8月日本副領事杉原千畝から日本通過ビザを得て、シベリア鉄道経由で日本まで来たものの、アメリカ等のビザが取得できず、太平洋戦争開始までに上海へ移った人々。その中にはユダヤ教のラビや神学生およびその家族が多数含まれていた。
3. 『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』3頁。
4. David Kranzler : „Japanese, Nazis & Jews—The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. Hoboken, New Jersey (KTAV Publishing House, Inc.) 1988, Chart B.
5. 1939年11月、上海在住のユダヤ人富豪 Sir Horace Kadoorie が難民の14歳以下の子弟を対象とする7学年からなる最初のユダヤ人学校を開校した時の生徒数は380人で、1940年には約600人、戦争中は約700人だった。他に150人が1941年4月に難民の Ismar Freysinger が開校した Freysinger ユダヤ人小学校および中学校に通った。
6. 石濱知行著「上海雑筆」、『上海』三省堂、昭和16年。（上海叢書第9巻、大空社、26～27頁）
7. 『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』37～41頁。
8. 括弧内の数字は、出身地として挙げられた地名が他の国にも存在する場合。また国名はドイツによるオーストリア併合以前に当該地が属していたものである。
9. Martin Gilbert 著・滝川義人訳『ホロコースト歴史地図1918～1948年』東洋書林、1995年、22頁。
10. 同34頁。
11. 同29頁。
12. James R. Ross : „Escape To Shanghai. A Jewish Community In China“. (The Free Press) New York 1994, 30頁。
13. Martin Gilbert, 17頁。
14. 国籍不明というのは『Meyers 百科事典』の第27巻『世界地図書』およびマーチン・ギルバート著『ホロコースト歴史地図』に記載されていない地名。印刷不良のため出身地が読みとれないもの4件を含む。総計が311より多くなるのは、同一の地名が2カ国以上に存在し、当時の状況を考慮しても1つに特定できない場合であるため。
15. 拙稿「上海のユダヤ人ゲッター設置に関する考察」、『言語文化論究』（15）2002年、九州大学大学院言語文化研究院、45～59頁。

16. 所属地区不明とは『移住者住所録』が挙げている道路名に該当するものが確認できないもの。『移住者住所録』に記載された総数5351件より住所の総数が多いのは、1人で住居とオフィスの両方を挙げたり、店舗が通りの角に位置する場合に面している両方の通りを挙げているため。
17. 西川光著「揚樹浦のユダヤ人」、『12月8日の上海』泰光堂、昭和18年。(上海叢書第12巻、大空社、207~219頁)
18. 括弧内の左側は当時の中国名、右側は現在の名称。名称が1つだけのものは当時も現在も名前が変わっていないもの。
19. Broadway Road と Seward Road には一部、虹口港以西に住む者が含まれる。
20. 『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』13頁。
21. デイッカーも約2500人としている。Herman Dicker : „Wanderers and Settlers in the Far East. A Century of Jewish Life in China and Japan“. New York (Twayne Publishers, Inc.) 1962. 101頁。
22. クランズラー、132頁および146頁。
23. 拙稿「戦前の日本における対ユダヤ人政策の転回点」、『言語文化論究』(16) 2002年、九州大学大学院言語文化研究院、1~13頁。
24. そこに挙げられた数字を合計すると3116人ではなく、3107人になる。『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』17~19頁。
25. 『移住者住所録』に記載された総数5351件より職業の総数が多いのは、1人で2つ以上の職業を挙げている者がいるため。
26. Ernst G. Löwenthal (Hg.) : „PHILO-Atlas. Handbuch für die Jüdische Auswanderung“. Berlin 1938. Reprint Bodenheim, 42頁。
27. 『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』12頁および19~20頁。
28. 『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』12頁および20~25頁。
29. 『上海ニ於ケル猶太人ノ状況』19頁。

#### 参考文献

- Ernst G. Löwenthal (Hg.) : „PHILO-Atlas. Handbuch für die Jüdische Auswanderung“. Berlin 1938. (復刻版, Bodenheim)
- „Emigranten Adressbuch fuer Shanghai. Mit einem Anhang Branchen-Register“. Shanghai (The New Star Co.) 1939. (復刻版, Old China Hand Press. Hong Kong 1995)
- 興亜院華中連絡部『上海ニ於ケル猶太人ノ状況 (主トシテ歐洲避難猶太人)』興亜院華中資料第102號, 中調聯政資料第2號, 昭和15年。
- Herman Dicker : „Wanderers and Settlers in the Far East. A Century of Jewish Life in China and Japan“. New York (Twayne Publishers, Inc.) 1962.
- David Kranzler : „Japanese, Nazis & Jews—The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. Hoboken, New Jersey (KTAV Publishing House) 1988 (1976).
- Martin Gilbert : „The Dent Atlas of the Holocaust“. London 1993 (1988). (滝川義人訳『ホロコースト歴史地図1918~1948年』東洋書林, 1995年。)



James R. Ross : „Escape To Shanghai. A Jewish Community In China“. New York (The Free Press) 1994.

## **Das „Emigranten Adressbuch“ vom November 1939 und „Die Lage der Juden (vor allem der jüdischen Flüchtlinge aus Europa) in Shanghai“ vom Januar 1940**

Yoshio ABE

Nach dem Anschluss Österreichs an das Dritte Reich und insbesondere nach der Reichskristallnacht emigrierten 1938/39 etwa 17.000 Juden aus Europa nach Shanghai. Anhand des vom Hilfskomitee herausgegebenen „Emigranten Adressbuchs“ und des vom japanischen Büro für das Gedeihen Asiens (Koain) verfassten geheimen Berichts „Die Lage der Juden (vor allem der jüdischen Flüchtlinge aus Europa) in Shanghai“ lässt sich die damalige Situation einigermaßen verstehen.

Die Shanghai-Emigranten stammten nicht nur aus Deutschland oder Österreich, sondern auch aus weiteren 18 Ländern. Das erklärt sich daraus, dass in den dreißiger Jahren die Juden auch in einigen anderen europäischen Ländern verfolgt wurden. Bevor sie nach Shanghai emigrierten, hatten viele von ihnen bereits eine verfolgungsbedingte Binnenwanderung hinter sich. Im Deutschen Reich zogen ab 1933 und in Österreich ab 1938 viele Juden vom Land oder aus kleinen Orten in die Großstädte, vor allem nach den beiden Hauptstädten Berlin und Wien, wo ihnen sowohl die Anonymität als auch die großen jüdischen Gemeinden einen relativ sicheren Schutz bieten konnten.

Die vermögenden Shanghai-Flüchtlinge wie Ärzte, Rechtsanwälte, Musiker, Juweliere, Lederhändler, Modosalonbesitzer und andere Unternehmer wohnten in der internationalen (englischen und amerikanischen) Niederlassung und der französischen Konzession. Sie wohnten verstreut und versuchten sich in die Ausländer-Gesellschaft zu integrieren. Dagegen ließen sich 80 Prozent der jüdischen Flüchtlinge im unter der Kontrolle der japanischen Armee stehenden Bezirk nieder, wo die Häuser durch den sino-japanischen Konflikt vom Jahr 1937 beschädigt waren und sich billig mieten ließen. Sie wohnten dicht gedrängt in „Lilon“, einem riesigen Wohngebiet mit zahlreichen einfach gebauten Reihenhäusern. In der Regel bewohnten mehrere Familien ein Haus. Dadurch entstanden einige jüdische Siedlungen. Die ärmsten 2.600 Menschen wurden in vom Hilfskomitee eingerichteten und „Heime“ genannten Lagern untergebracht. Anhand des „Emigranten Adressbuchs“ lässt sich feststellen, dass sich im November 1939 die Heime in der Ward Road 138, in der Wayside Road 150, in der Chaoufoong Road 680, in der Kingchow Road 100, in der Pingliang Road 1090 und in der Alcock Road 66 befanden.

Bis Mitte April 1939 hatten 3.107 Flüchtlinge bei ihrer Anmeldung beim Hilfskomitee ihre Berufe angegeben. Danach waren 1.100 Kaufleute bzw. kaufmännische Angestellte, 1.123 hatten praktische Berufe und 884 waren ohne praktische Berufsausbildung. Vergleicht man diese Daten mit

dem „Emigranten Adressbuch“ (November 1939), so ist zu vermuten, dass die Mehrheit der Ärzte, Zahnärzte und Rechtsanwälte in der letzten Phase der Emigrantenwelle in Shanghai angekommen waren. 4.200 Flüchtlinge gründeten mit eigenem Kapital oder mit Hilfe von Anleihen des Hilfskomitees ein eigenes Unternehmen. Von diesen Unternehmen bestanden im November 1939 noch 2.500. In der selben Zeit waren etwa 3.000 jüdische Flüchtlinge erwerbstätig, was aber zugleich auf Arbeitslosenquote von 80% hindeutet.